

静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的資金等を原資とする研究費等（以下「公的研究費等」という。）について、適正に運営・管理するために必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理に関しては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(公的研究費等)

第3条 この規程において「公的研究費等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国から配分される競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を含む。）を原資とする研究費等
- (2) 運営費交付金の対象となる研究費並びに地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金
- (4) その他本学の責任において管理すべき研究費等

(責任者及び権限)

第4条 本学における公的研究費等を適正に運営・管理するために、次の各号に掲げる者は公的研究費等の運営及び管理に関わる責任者（以下「責任者」という。）としてそれぞれに掲げる責任を負うものとする。

- (1) 学長は、最高管理責任者として本学全体を総括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとする。
- (2) 事務局長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。また、事務局長は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 学部長及び学科長は、学部及び学科の責任者として学部及び学科における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。また、学部長及び学科長は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(公的研究費等の管理)

第5条 公的研究費等は、税金その他企業等から教育研究活動の支援のため受け入れる研究費等であり、その目的に則り使用する義務があるため、常に適正な管理を行う。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、常に高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、責任者の指導等に従い、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(事務職員の責務等)

第7条 事務職員は、専門的な能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行わなければならない。

(公的研究費等の適正な運営及び管理)

第8条 本学における公的研究費等不正防止計画の推進、公的研究費等の適正な運営及び管理を図るために必要な事項は、研究推進委員会（以下「委員会」という。）が定める。

(公的研究費等に係る不正への対応)

第9条 本学における公的研究費等に係る不正の調査及び不正に関与した研究者の処分方針の検討は、委員会が行う。

(改善策の策定、実施及び実施報告)

第10条 事務局長は、本学において不正を発生させる要因があると認められる場合には、本学全体に起因するものと各部局に特有のものとは分類し、部局責任者に対して改善を命ずるとともに学長に報告するものとする。

2 部局責任者は、改善策の策定及び実施が完了したときは、事務局長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた事務局長は、報告内容が適当と認められる場合には、学長に報告するものとする。なお、報告内容が不適当と認められる場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。

(相談窓口の設置)

第11条 本学における公的研究費等の使用ルール等に関する本学内外からの相談を受け付け、効率的な教育研究活動を支援するため、本学に、静岡県立農林環境専門職大学公的研究費等の使用ルール等に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、事務局総務企画課に設置する。

(通報（告発）窓口の設置)

第12条 本学における公的研究費等の本学内外からの通報（告発）を受け付けるため、本学に、静岡県立農林環境専門職大学公的研究費等の通報（告発）窓口（以下「通報（告発）窓口」という。）を置く。

2 通報（告発）窓口は、事務局総務企画課に設置する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。